

貸与型奨学金の代理返還について

海技教育機構（以下、「当機構」という）では、将来、各企業等の担い手（船員）となる奨学金返還者を応援するための取組として、貸与型奨学金の「代理返還」を企業の皆さんに推奨しています。この度、求人票フォームの改正に伴い、この「代理返還」の対応可否欄を設けましたので、下記のとおり説明いたします。

※代理返還は、当機構が作った制度ではなく、企業様と奨学金返還者（奨学生）との取り交わしとなります。

1. 代理返還とは

貸与型奨学金の「代理返還」とは、当機構で利用できる貸与型奨学金を受けていた社員に対し、企業等が返還残額の一部または全部を奨学金の団体へ直接送金することをいいます（給与から控除して送金する代行返還ではありません）。

（参考）陸上企業では、2,000社を超える企業が代理返還を実施しています。

【貸与型奨学金の原則的な返還形態】



2. 代理返還を行う場合のメリットと課税等の関係

① （リクルーティング）社員の確保・定着、企業イメージの向上が期待できます。（「代理返還」は、今後、奨学金利用者が企業を選択する一つの要件となる可能性あります。また、定着率に結びつく可能性もあります。）

② （法人税）給与として損金算入できるほか、「賃上げ促進税制」の対象になります。

（「代理返還」は奨学金利用者の奨学金の返済に充てるための給付にあたるため給与として損金算入されます。また、「賃上げ促進税制」の対象となる給与等の支給額にも該当することから、一定の要件を満たす場合には、法人税の税額控除の適用を受けることができます。）

③ （所得税）非課税となり得ます。（企業等が直接送金することで給与と返還額が区分され、かつ奨学金の返還であることが明確になるためです。）

④ （社会保険料）原則として、標準報酬月額の算定のもととなる報酬に含めません。（奨学金返還支援「代理返還」による返還金は、原則として報酬に含まれません。標準報酬月額は社会保険料の算定のもととなるため、社会保険料を減らせる可能性があります。）

※上記②③④につきましては、国税庁（税理士）や厚労省へご確認ください。

3. JMETS の代理返還 PR の取組

① オープンキャンパス等や入試合格者へ JMETS の支援一覧を周知

② 当機構 HP・SNS にて代理返還を紹介（対応船社を掲載）

③ 求人票に代理返還の対応可否の欄を設置

ご質問等につきましては、（独）海技教育機構 学校教育部募集就職課へお問い合わせください。

【学校教育部募集就職課 Mail : contact-boshu-honbu@jmets.ac.jp Tel : 045-211-7315】